

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県民栄誉章等について議会の議決事件と定める条例（埼玉県条例第七号）（広聴広報課）

一 趣旨

埼玉県民栄誉章、彩の国特別栄誉章及び彩の国功労賞について、地方自治法第九十六第二項の規定に基づき議会の議決事件として定めるための条例を制定する。

二 内容

知事は、埼玉県民栄誉章、彩の国特別栄誉章及び彩の国功労賞を贈呈するとき
は、あらかじめ、議会の同意を得なければならない。

三 施行期日

公布の日